

自動車損害賠償責任共済規程の一部変更について

平成31年1月

自動車損害賠償責任共済規程の一部変更

(1) 変更理由

平成31年度より、自賠責共済を取り扱う共済代理店に「e-JIBAI」を導入することに伴い、全国共済農業協同組合連合会および農業協同組合の共済規程の変更が必要となる。

(2) 変更内容

① e-JIBAI導入にかかる変更

e-JIBAIを導入するにあたり、現在は紙の申込書による加入手続きを前提としている全国共済農業協同組合連合会および農業協同組合の共済規程について、電子計算機（PC等）による加入手続きが可能となるよう規定を変更する。

② その他所要の整備

現行の実務に鑑み、自動車損害賠償責任共済証書にかかる規定を変更する。

全国共済農業協同組合連合会共済規程

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">第4章 自動車損害賠償責任共済に関する事項</p> <p>(被共済自動車の検査)</p> <p>第9条 この会は、<u>自動車損害賠償責任共済証明書</u>（次条において「共済証明書」という。）に記載されている自動車（以下この節において「被共済自動車」という。）について、官庁の厳重な監督及び検査を受けているため、特に検査を行わない。</p> <p>(共済契約締結の手続)</p> <p>第10条 この会は、共済契約申込者に対し、共済契約申込書に記入させ、これを提出させる。<u>ただし、第12条に定める共済契約申込書の記載事項が、この会又は共済代理店の電子計算機を使用して電子的に入力され、かつ、これが電気通信回線に接続され、この会に送信される場合は、この限りではない。</u></p> <p>3 この会は、共済掛金を収納したときは、<u>共済証明書</u>を共済契約者に交付する。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 自動車損害賠償責任共済に関する事項</p> <p>(被共済自動車の検査)</p> <p>第9条 この会は、<u>共済証書</u>に記載されている自動車（以下この節において「被共済自動車」という。）について、官庁の厳重な監督及び検査を受けているため、特に検査を行わない。</p> <p>(共済契約締結の手続)</p> <p>第10条 この会は、共済契約申込者に対し、共済契約申込書に記入させ、これを提出させる。</p> <p>3 この会は、共済掛金を収納したときは、<u>自動車損害賠償責任共済証明書</u>（次項において「共済証明書」という。）を共済契約者に交付する。</p>

改 正 後	現 行
<p>5 この会は、<u>自動車損害賠償責任共済</u>にあつては、<u>共済証書を作成及び交付しない。</u></p> <p>(共済契約申込書の記載事項及び様式)</p> <p>第12条 <u>共済契約申込書</u>には、次に掲げる事項を記載する。</p> <p>(1) 共済種類</p> <p>(2) 共済の目的</p> <p>(3) 共済責任の始期及び共済期間</p> <p>(4) 共済掛金</p> <p>(5) 共済契約者の氏名又は名称及び住所</p> <p>[削る。]</p> <p><u>2</u> 共済契約申込書並びにその他この節及び共済約款に規定する書類の様式は、この会が定めた様式による。</p>	<p>5 この会は、<u>共済契約者から請求があつたときは、共済証書を作成し、共済契約者に交付する。</u></p> <p>(<u>共済証書</u>及び共済契約申込書の記載事項及び様式)</p> <p>第12条 <u>共済証書</u>には、次に掲げる事項を記載する。</p> <p>(1) 共済種類</p> <p>(2) 共済の目的</p> <p>(3) 共済責任の始期及び共済期間</p> <p>(4) 共済掛金</p> <p>(5) 共済契約者の氏名又は名称及び住所</p> <p><u>(6) 契約日</u></p> <p><u>(7) 共済証書の作成日</u></p> <p><u>2</u> <u>共済契約申込書</u>には、前項第1号から第5号までに掲げる事項を記載する。</p> <p><u>3</u> <u>共済証書</u>、<u>共済契約申込書</u>並びにその他この節及び共済約款に規定する書類の様式は、この会が定めた様式による。</p>

附 則

- 1 この変更は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この変更の際、現にこの会が締結している自動車損害賠償責任共済契約については、変更前の共済規程によるものとする。

農業協同組合共済規程

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">第4章 自動車損害賠償責任共済に関する事項</p> <p>(被共済自動車の検査)</p> <p>第9条 この組合は、<u>自動車損害賠償責任共済証明書</u>（次条において「<u>共済証明書</u>」という。）に記載されている自動車（以下この節において「被共済自動車」という。）について、官庁の厳重な監督及び検査を受けているため、特に検査を行わない。</p> <p>(共済契約締結の手続)</p> <p>第10条 この組合は、共済契約申込者に対し、共済契約申込書に記入させ、これを提出させる。<u>ただし、第12条に定める共済契約申込書の記載事項が、この組合又は共済代理店の電子計算機を使用して電子的に入力され、かつ、これが電気通信回線に接続され、この組合に送信される場合は、この限りではない。</u></p> <p>3 この組合は、共済掛金を収納したときは、<u>共済証明書</u>を共済契約者に交付する。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 自動車損害賠償責任共済に関する事項</p> <p>(被共済自動車の検査)</p> <p>第9条 この組合は、<u>共済証書</u>に記載されている自動車（以下この節において「被共済自動車」という。）について、官庁の厳重な監督及び検査を受けているため、特に検査を行わない。</p> <p>(共済契約締結の手続)</p> <p>第10条 この組合は、共済契約申込者に対し、共済契約申込書に記入させ、これを提出させる。</p> <p>3 この組合は、共済掛金を収納したときは、<u>自動車損害賠償責任共済証明書</u>（次項において「<u>共済証明書</u>」という。）を共済契約者に交付する。</p>

改 正 後	現 行
<p>5 この組合は、<u>自動車損害賠償責任共済</u>にあつては、<u>共済証書を作成及び交付しない。</u></p> <p>(共済契約申込書の記載事項及び様式)</p> <p>第12条 <u>共済契約申込書</u>には、次に掲げる事項を記載する。</p> <p>(1) 共済種類</p> <p>(2) 共済の目的</p> <p>(3) 共済責任の始期及び共済期間</p> <p>(4) 共済掛金</p> <p>(5) 共済契約者の氏名又は名称及び住所</p> <p>[削る。]</p> <p><u>2</u> 共済契約申込書並びにその他この節及び共済約款に規定する書類の様式は、全国共済連が定めた様式による。</p>	<p>5 この組合は、<u>共済契約者から請求があつたときは、共済証書を作成し、共済契約者に交付する。</u></p> <p>(<u>共済証書</u>及び共済契約申込書の記載事項及び様式)</p> <p>第12条 <u>共済証書</u>には、次に掲げる事項を記載する。</p> <p>(1) 共済種類</p> <p>(2) 共済の目的</p> <p>(3) 共済責任の始期及び共済期間</p> <p>(4) 共済掛金</p> <p>(5) 共済契約者の氏名又は名称及び住所</p> <p><u>(6) 契約日</u></p> <p><u>(7) 共済証書の作成日</u></p> <p><u>2</u> <u>共済契約申込書</u>には、前項第1号から第5号までに掲げる事項を記載する。</p> <p><u>3</u> <u>共済証書</u>、共済契約申込書並びにその他この節及び共済約款に規定する書類の様式は、全国共済連が定めた様式による。</p>

附 則

- 1 この変更は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この変更の際、現にこの組合が締結している自動車損害賠償責任共済契約については、変更前の共済規程によるものとする。

<参考> e-JIBAIの概要について

① e-JIBAI とは、各損保・共済団体が共同で「保険会社のコスト削減」、「利便性向上」等を目的に開発している自賠責保険・共済の契約引受等にかかるシステムである。

(平成 16 年 10 月から稼動。現在 11 法人が参画。)

② 全国の自賠責保険・共済の証明書発行件数のうち、約 90%の 3,900 万件が e - JIBAI により発行されていることから、e-JIBAI は実質的な業界標準システムとなっている。

③ e-JIBAI では、加入手続きについて、紙の申込書を使用せず、インターネットシステムを通じた手続きにより行う。

また、保険代理店（共済代理店）が、顧客の自動車購入時や継続検査（車検）時に必要となる各種手続き、納税等の申請代行を行う際において、e-JIBAI と連携する別のインターネットシステム（自動車保有関係手続きのワンストップサービス）を通じてオンライン申請することができる。

■ e-JIBAI の主な使用者・機能

項目	内容
主な使用者	保険代理店（共済代理店）
主な機能	自賠責証明書作成、集計表作成（精算処理）、決済処理 等

■ 自動車保有関係手続きのワンストップサービス（OSS）とは

国土交通省が推奨する、自動車購入時や継続検査（車検）時に必要な各種手続きをインターネット上で一括して行うサービスである。